

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月13日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社フライングガーデン
【英訳名】	FLYING GARDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野沢 卓史
【本店の所在の場所】	栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
【電話番号】	0285（30）4129（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役営業支援本部長 片柳 紀之
【最寄りの連絡場所】	栃木県小山市本郷町三丁目4番18号
【電話番号】	0285（30）4129（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役営業支援本部長 片柳 紀之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期累計期間	第41期 第1四半期累計期間	第40期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	1,093,037	1,569,226	5,993,287
経常利益又は経常損失 () (千円)	228,242	172,209	292,632
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 () (千円)	166,333	110,141	111,718
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	579,900	579,900	579,900
発行済株式総数 (株)	1,449,168	1,449,168	1,449,168
純資産額 (千円)	1,747,680	2,106,968	2,025,732
総資産額 (千円)	3,332,286	3,333,111	3,218,730
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	115.09	76.21	77.30
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	20.00
自己資本比率 (%)	52.4	63.2	62.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第40期第1四半期累計期間につきましては、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第41期第1四半期累計期間及び第40期につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、3度目となる新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言の発出を受け、外出自粛や各自治体からの営業自粛要請等により、個人消費が減少するなど経済活動が落ち込み、厳しい状況でありました。

外食業界におきましては、4月の緊急事態宣言以降休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、6月の解除後もまん延防止等重点措置に移行、7月まで緊急事態宣言延長となった地域もありました。前年同時期と比較すれば一定程度は回復しているものの、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境下で、当社は従業員の毎日の体温測定を含めた健康状態の確認に加え、マスク着用、手指の消毒等、衛生管理を徹底し、店舗ではアルコール消毒液の設置や客席の入替時の拭き上げの徹底等、感染予防対策を行いながら、地方自治体による営業時間短縮要請に対応し、営業を継続してまいりました。

店舗数につきましては、当第1四半期累計期間中に出退店を行いませんでしたので、前期末と変わらず59店舗でした。

当第1四半期累計期間の業績につきましては、依然として厳しい状況ではありましたが、前年同時期の大幅な来客数減少の反動により、売上高は1,569,226千円(前年同期比43.6%増)と大幅に増加いたしました。

利益面では、売上高の増加により、第1四半期累計期間の営業利益は51,267千円(前年同期は営業損失234,459千円)、助成金収入を営業外収益に計上したことから経常利益は172,209千円(前年同期は経常損失228,242千円)、四半期純利益は110,141千円(前年同期は四半期純損失166,333千円)と増収増益となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産の状況)

資産は、前事業年度末と比べ114,380千円増加し、3,333,111千円となりました。主な要因は現金及び預金の増加160,424千円によるものであります。

(負債の状況)

負債は、前事業年度末と比べ33,145千円増加し、1,226,143千円となりました。主な要因は流動負債のその他に含まれる未払費用の増加52,733千円によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題において重要な変更はありません。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,449,168	1,449,168	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	1,449,168	1,449,168	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	1,449,168	-	579,900	-	496,182

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,435,300	14,353	同上
単元未満株式	普通株式 10,068	-	同上
発行済株式総数	1,449,168	-	-
総株主の議決権	-	14,353	-

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フライングガーデン	栃木県小山市本郷町三丁目4番18号	3,800	-	3,800	0.26
計	-	3,800	-	3,800	0.26

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	705,406	865,830
売掛金	122,826	99,023
商品及び製品	4,133	4,079
原材料及び貯蔵品	26,727	26,282
その他	58,756	59,959
流動資産合計	917,850	1,055,175
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,678,886	3,684,375
構築物	859,590	859,590
工具、器具及び備品	387,715	387,926
その他	671,481	684,941
減価償却累計額及び減損損失累計額	4,262,987	4,297,078
有形固定資産合計	1,334,686	1,319,755
無形固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	264,856	261,008
保険積立金	315,745	315,745
その他	205,748	210,954
投資その他の資産合計	786,350	787,708
固定資産合計	2,300,880	2,277,936
資産合計	3,218,730	3,333,111
負債の部		
流動負債		
買掛金	156,007	142,940
1年内返済予定の長期借入金	4,356	-
未払金	278,704	272,306
未払法人税等	99,747	78,939
賞与引当金	25,406	21,000
その他	120,666	206,833
流動負債合計	684,887	722,020
固定負債		
退職給付引当金	130,650	129,653
役員退職慰労引当金	179,944	176,550
資産除去債務	174,785	175,252
その他	22,730	22,666
固定負債合計	508,111	504,123
負債合計	1,192,998	1,226,143

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	579,900	579,900
資本剰余金	496,182	496,182
利益剰余金	955,890	1,037,126
自己株式	6,240	6,240
株主資本合計	2,025,732	2,106,968
純資産合計	2,025,732	2,106,968
負債純資産合計	3,218,730	3,333,111

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	1,093,037	1,569,226
売上原価	350,168	446,865
売上総利益	742,869	1,122,360
販売費及び一般管理費	977,328	1,071,092
営業利益又は営業損失()	234,459	51,267
営業外収益		
受取利息	199	153
受取賃貸料	10,067	10,085
助成金収入	1,141	116,910
その他	1,691	1,047
営業外収益合計	13,099	128,197
営業外費用		
支払利息	229	8
賃貸収入原価	6,599	7,157
その他	54	89
営業外費用合計	6,882	7,255
経常利益又は経常損失()	228,242	172,209
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	228,242	172,209
法人税、住民税及び事業税	7,108	67,940
法人税等調整額	69,017	5,871
法人税等合計	61,909	62,068
四半期純利益又は四半期純損失()	166,333	110,141

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に注記した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、新型コロナウイルスの影響に備え、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越極度額の総額	2,400,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,400,000	1,300,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	42,144千円	37,752千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	28,905	20.0	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,905	20.0	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

当社は、ファミリーレストラン事業の単一セグメントでありますので、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、ファミリーレストラン事業を営んでおり、計上される収益は顧客との契約から生じる収益として識別しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純 損失()	115円09銭	76円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千 円)	166,333	110,141
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損 失()(千円)	166,333	110,141
普通株式の期中平均株式数(株)	1,445,269	1,445,269

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第1四半期累計期間につきましては1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期累計期間につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月10日

株式会社フライングガーデン

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩 幸 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライングガーデンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライングガーデンの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。